第1表 No.1

		1	Т	<u> </u>
No	項目	基準	細目	添付書類
1	店舗	岡山県内に 営業店舗が あること 第3条第2 項第6号	1 店舗は営業に適する事務所であり、指定工事店証(新規指定時は除く)を掲げていること。 2 店舗には電話、机等の設備が備わっていること。	1 写真 [外観・看板又は入口付近・ 事務所内部(机・椅子・電話)・指 定工事店証の掲載] ※ 更新時には、名称が確認できる 看板等の写真を添付すること。 2 平面図 3 付近見取り図
2	機械器具	工事施工に 必要な機械 器具を有し ていること	1 第2表に掲げる機械器具を所 有しその置場があり、敷地周辺 に第三者が立ち入りできない構 造を有していること。	写真(第2表に掲げる機械器具)
		第3条第2項第5号	2 配管材料,便器等の保管に適 した置場があり,敷地周辺に第 三者が立ち入りできない構造を 有していること。	写真(配管材料,倉庫外観,倉庫内部)
3	信用	1 所在が 確認でき ること	1 個人の場合	1 住民票(在留カード又は特別永住者証明書でも可) 2 固定資産税評価証明書(土地建物登記事項証明書でも可)又は土地建物の貸借契約書の写し(建物については、貸主の評価証明か建物登記事項証明書が必要) 3 印鑑証明書
		第3条第2 項第1号・ 第2号・第 7号	2 法人の場合	1 履歴事項全部証明書 2 定款の写し 3 代表者の住民票 4 営業所の固定資産税評価証明書 (土地建物登記事項証明書でも可)又は 土地建物の貸借契約書の写し(建物については貸主の評価証明書か建物登記事項証明書が必要)

NO	項目	基準	細目	添付書類
		2 市町村 税の納税 証明書等 の提出 (納税証明	1 個人の場合	所在する市町村のすべての税目 ≪例≫ (個人市民税,固定資産税,軽自動車 税,国民健康保険税等)
		書) 第3条第2 項第8号	2 法人の場合	 代表者個人 所在する市町村のすべての税目 《例》 (個人市民税,固定資産税,軽自動車 税,国民健康保険税等) 2 法人 所在する市町村のすべての税目 《例》 (法人市民税,固定資産税,軽自動車 税,市県民税特別徴収等)
		3 欠 (1 成年被後見人、被保佐人、破 産者であって復権していない	 個人の場合 身分証明書 法人の場合 代表者の身分証明書
			2 工事店の指定取消しから2年 を経過していない法人の代表者 は、個人又は法人の代表者とし て指定工事店の指定を受けるこ とはできない	 個人の場合 本人が該当しないこと (誓約書) 法人の場合 代表者及び役員が該当しないこと
			3 責任技術者の登録を取り消さ れてから2年を経過していない	(誓約書)
			4 業務に関し不正又は不誠実な 行為をするおそれがあると認め るに足りる相当の理由がある場 合	

No	項目	基 準	細目	添 付 書 類
4	責任技術者	責任技術者であること	1 責任技術者名簿及び責任技術 者証の写し	1 責任技術者名簿 2 責任技術者証(表,裏面)の写し
		第3条第2 項第3号· 第4号	2 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類	次のうちいずれか添付 ・ 社会保険の保険料の負担状況 (各種健康保険被保険者証の写し又は確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し。但し、国民健康保険被保険者証の写しを除く) ・ 給与支給状況及び所得税源泉徴収状況 (賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等) ※ 個人事業者で本人が責任技術者である場合は、選任確認の書類は不要

注記

- 1 この指定基準は、指定工事店規則を補完するために設けたもので県内の指定工事店を同一基準により、 指定するため設けたものである。
- 2 店舗付住宅及び個人住宅でも指定の対象とする。(仮設店舗での新規指定は、認めない。)
- 3 納税証明書は、営業店舗が属する市町村の発行するものとし、完納証明書も可とする。
- 4 写真については、工事用の写真台帳を使用し、台帳の空欄に写真の内容を記載すること。
- 5 身分証明書は市(町村)長の発行する、成年被後見人若しくは、被保佐人又は破産者でないことを証する書類とする。

新規指定の業者は、申請時に手数料として10,000円が必要です。指定の更新の際には、更新手数料として5,000円が、 書換え交付申請及び再交付申請は申請手数料3,000円が必要になります(手数料は申請の際に徴収し、既納の手数料は還付 しない)。

機械器具一覧表

NO. 4

No	種別	名称		
1	管切断用機械器具	金切り鋸等		
		上記と同等以上の機能を有するもの		
2	測量用器具	レベル等		
		テープ等		
		上記と同等以上の機能を有するもの		
3	掘削用機械器具	スコップ等		
		つるはし等		
		上記と同等以上の機能を有するもの		
4	埋め戻し用機械器具	タンパ等		
		上記と同等以上の機能を有するもの		

注記

1 種別の機械器具は、最低要件を指定しているので、ここに記載した名称の写真は最低限必要である。また、同等品以上について、写真が添付されていればこれに代えることができる。

記載については、種別毎に記載すること。また写真についても種別毎にとり、添付すること。